

(様式第2号)
徳島森林山村づくり協議会事務処理規程

平成25年5月16日制定
令和元年5月22日改正

(目的)

第1条 この規程は、徳島森林山村づくり協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務分担組織) (責任者)

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る事務 徳島森林づくり推進機構 担当課長
- 二 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金に係る事務 徳島森林づくり推進機構 担当課長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る徳島森林山村づくり協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る徳島森林山村づくり協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日付け25林整森第59号農林水産事務次官依頼通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依頼通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）、徳島森林山村づくり協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附則

この規程は、平成25年5月16日から施行する。